

平成23年4月8日

各位

株式会社 紀陽ホールディングス
株式会社 紀陽銀行

オペレーショナル・リスク相当額の算出に係る「粗利益配分手法」の承認について

株式会社紀陽ホールディングスおよび株式会社紀陽銀行は、現行の自己資本比率規制（バーゼル）にもとづくオペレーショナル・リスク相当額の算出において、平成23年3月末より「粗利益配分手法」を採用することについて金融庁より承認を受けましたので、お知らせします。

1. 「オペレーショナル・リスク」とは

オペレーショナル・リスクとは、事務処理手順の不備や取扱いミス、システムの不具合、不正行為、災害による資産の損傷等により、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

2. オペレーショナル・リスク相当額の算出方法

自己資本比率の算定にかかるオペレーショナル・リスク相当額の算出方法については、「基礎的手法」「粗利益配分手法」「先進的計測手法」の3つの手法が認められていますが、「粗利益配分手法」「先進的計測手法」の採用には高度なオペレーショナル・リスク管理態勢を整備したうえで、金融庁の審査を経て承認を受ける必要があります。

これまで当社グループでは、最も簡易な手法である「基礎的手法」を採用してきましたが、従来より重要課題として取り組んできたオペレーショナル・リスク管理態勢の整備・充実に背景として、今回、「粗利益配分手法」の採用を金融庁に申請し、承認を受けることとなりました。

3. 今後の取組み

当社グループでは、従来よりオペレーショナル・リスク管理の高度化に取り組んできましたが、このたびの「粗利益配分手法」の承認を契機に、リスク管理の更なるレベルアップを図り、お客様からこれまで以上に「安心」「信頼」していただける金融機関を目指してまいります。

以上